



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 福永 晃一
(兵庫県弁護士会所属)



第122回 どうなる？改正プロバイダ責任法の発信者情報開示制度（その1）

1 改正プロバイダ責任制限法の成立

令和3年4月21日、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（実務上、「プロバイダ責任制限法」と呼ばれます）の一部を改正する法律が成立しました。本改正の施行は令和4年10月までになされます。

改正の理由は、SNS等による誹謗中傷等の人権侵害が社会問題となり、被害者救済への意識が高まったことや、プロバイダ責任制限法が成立したときに想定していなかったネットサービスの変化に対応する必要性が生じたことによります。

2 発信者情報開示制度の改正

プロバイダ責任制限法では、他人の権利を侵害する情報が匿名で発信され、インターネット上に流通した場合において、被害者が、発信者を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、一定の要件を満たす場合には、プロバイダ等に対し、当該発信者の特定に資する情報の開示を請求する権利が認められています。

今回の改正では、被害者救済の観点から、発信者情報開示請求の方法及び開示情報の範囲に関する改正が行われました。

3 現行法の問題点

(1) 発信者特定のための裁判手続の負担

一般的に、裁判上の手続を経て匿名の発信者に関する氏名住所等の情報の開示を受けるためには、①サイト管理者（コンテンツプロバイダ）に対し、投稿時のIPアドレス等の開示仮処分申立てを行い、発信者の投稿時のIPアドレス等の開示仮処分が認められた後に、

②そのIPアドレス等を管理する接続プロバイダ（アクセスプロバイダ）に対し、IPアドレスを使用した発信者の氏名住所の開示請求訴訟をして請求が認められる必要があります。

このように、現行法でとり得る発信者情報開示手続は、少なくとも2回の別個独立した裁判手続を経る必要があるため、手続が長期化してしまい、被害者にとって時間的にも費用的にも大きな負担となっています。

また、事業者は一定の期間（3カ月から半年程度の事業者が多いです）が経過すると通信記録を消去してしまうため、被害者がサイト管理者に対しIPアドレス等の開示の裁判を行っている間に、接続プロバイダの通信記録が消えてしまい、IPアドレス等の開示を受けたとしても発信者の特定に至れず被害者救済につながらなかったというケースが少なからずありました。

(2) 現行法で開示が認められる発信者情報の範囲

現行法では、発信者情報の開示対象として、「権利の侵害に係る発信情報」と規定されています。これは、投稿時の情報を想定して規定されたものです。

しかし、近年、SNS等のログイン型サービスでは、SNS事業者のもとに発信者の投稿時の通信記録は残されておらず、発信者のログイン時の情報しか保有していないことが多い現状にあります。

この場合、現行法の解釈として、ログイン時のIPアドレス等の開示を認めることは困難であり、実際に開示を否定する裁判例もあることから、被害者が発信者を特定できず、被害者救済につながりません。

(その2に続く)